

障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業委託業務プロポーザル評価基準表		
評価項目	内容	点数
1. 基本的な考え方 (20点)	(1)業務の理解度 障害者基本法、国の障害者基本計画、県の障害者計画その他関連法令等を熟知し、業務の目的を十分に理解した提案であるか。	10
	(2)現状・課題の分析と展望 国の動向を踏まえ、市の現状と課題を的確に分析し、今後の障がい者を取り巻く環境や制度の変化を反映した提案であるか。	10
2. 企画内容 (25点)	(1)計画策定の方針 調査結果の分析や量の見込みの算出方法、今後の方針や施策等の設定について、専門的な知見を踏まえた提案であるか。	20
	(2)独創性 仕様書の内容をさらに充実させるようなアイデアや市の現状や課題を踏まえた独創的な提案であるか。	5
3. 作業内容 (25点)	(1)調査 国の障害者基本計画、県の障害者計画を正しく理解した調査となっているか。回収率を上げるための工夫や提案があるか。	10
	(2)評価・構成 現行計画の施策や重点項目について、事業の整理、課題、解決策を明確にし、次期計画につながる効果的な提案であるか。	15
4. 業務遂行 (15点)	(1)作業工程 スケジュール、作業工程、役割分担等が具体的に設定され、確実な業務の遂行が見込まれるか。	5
	(2)作業体制 資格、経験、実績等があり、提案内容を確実に実現できる人員及び能力を有する者が十分に確保できているか。責任者は明確か。	5
	(3)運営支援 会議に必要な資料の作成、助言等の支援、国の動向や先進事例に関する情報提供及び運営への支援が具体的であるか。	5
5. 実績 (10点)	障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定等の実績 過去10年間に国や地方自治体が発注した同種の業務の実績があるか。地域福祉計画、類似の業務の実績は十分にあるか。	10
6. 見積価格 (5点)	見積価格の妥当性 2か年の合計額を用いることとし、委託費の予算(見込)額＝A 見積額＝Bとし、次により算出する。 $(1 - B \div A) \times 100$ 算出した数値が、20以上＝5点、20未満15以上＝4点、15未満10以上＝3点、10未満5以上＝2点、5未満＝1点とする。	5
合 計 (100点満点)		100点